

使用料等減免取扱要領

熊本県漁港管理条例第15条第1項の使用料及び占用料を同条第3項に基づき減免することについて、次のとおり定めることとする。

第1 使用料について

- 1 係留施設及び外郭施設における漁船（漁船法第10条第1項の登録を受けた船舶及び総トン数1トン未満の無動力漁船をいう。以下同じ。）及び公の用に供する船舶の係留並びに救助船及び海難船の一時的な係留については免除する。
- 2 知事が保管場所として指定した用地における、漁船を陸上保管するための使用については免除する。

第2 占用料について

- 1 水産業協同組合法第2条に定める組合が設置した照明灯、標識、広告塔又は広告板で、漁港管理上必要なものについては占用料を免除する。
- 2 水産業協同組合法第2条に定める組合が設置した漁港施設で、条例別表中「その他の工作物の設置」に該当するものについては、占用料の1/2を減額する。
- 3 国、地方公共団体が設置した営利を目的としない行政財産については占用料を免除する。

第3 その他について

上記に掲げるほか、減免の必要があると認められる場合は、個別に農林水産部長が決定するところによる。

附則

- 1 この要領は平成6年4月1日から施行する。
- 2 昭和45年7月2日付け知事伺い定め（漁港施設の占用にかかわる占用料の減免について）は廃止する。

附則

- 1 この要領は平成19年10月1日から施行する。